

板倉町公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

(目的)

第1 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下、「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、群馬県が定めた「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に則して、法第9条第2項に掲げる必要な事項として「板倉町公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」(以下「方針」という。)を定め、公共建築物への木材の利用促進を通じて、健全な森林の育成や地球温暖化の防止、地域経済の活性化、循環型社会の形成に資することを目的とする。

2 県産木材を利用した木造・木質化等を促進し、町民に安らぎと温もりの感じられる公的空間を提供し、資源循環型社会の構築と環境負荷低減の取組を促進する。

(用語の定義)

第2 この方針に関する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 町有施設 町が事業主体となり建築する公共建築物(法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。)及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2) 建築 新築、増築及び改築をいう。
- (3) 木造化 町有施設の構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁、小屋組等)のすべて又は一部を木造とすることをいう。
- (4) 木質化 建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- (5) 県産木材 群馬県内における森林から産出され、「ぐんま優良木材品質認証」に基づき認証された木材をいう。

(基本方針)

第3 この方針は、別表に示した町内に施工される公共建築工事を対象とし、県産木材の利用促進を積極的に図る。利用については、法令の範囲内で県産木材を有効に活用できる部分を対象とし、その利用の範囲については、計画段階で事業関係課局により協議する。ただし、下記の場合においては本方針から除外するものとする。

- (1) 建築基準法等の関係法令により木造・木質化することが適当でない場合。
- (2) 施設の性格や内容、維持管理などの理由により木造・木質化することが適当でない場合。
- (3) 建築のコストにより県産材を利用することが適当でない場合。
- (4) その他の理由により木造・木質化が適当でない場合。

(施行)

第4 この方針は令和2年4月1日より適用するものとする。

別表

	用 途	内装の木質化を図る部分	外壁等の木質化を図る部分
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校及び教育施設 ・ 福祉施設 ・ 医療施設 ・ スポーツ・文化施設 ・ 町営住宅 ・ 庁舎 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関ホール ・ ロビー ・ 共用廊下 ・ 主要な居室 ・ 天井、壁、床 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軒（庇）、ピロティ等の雨よけがある外壁 ・ 軒裏及びピロティの天井
工作物	公共建築物に付属する案内板、掲示板、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具、書棚 等		
土木構造物	緑化木支柱、歩道の転落防止柵、側溝蓋 等		